

訪問購入のトラブルにご注意ください

～不要品の買取りに係るトラブル発生中～

訪問購入とは、消費者の家を購入業者が訪問し、貴金属やブランド品などを買取るもののです。

トラブル事例

- ・電話では「食器、植木鉢、古着等を買取っています」と言っていたのに、家に来たら「貴金属やアクセサリー等はないか」といきなり勧誘された。
- ・貴金属等の勧誘に対し、「ないです」と断ったのに、執拗に勧誘を続けられ、ついには貴金属等を買取られてしまった。



トラブルを避けるために

POINT 1 買取りを希望した物品以外は売らない。

電話で買取りを希望した物品以外の「貴金属」などの買取りを、購入業者が突然勧誘するのは、法律で禁止されています。

POINT 2 買取りを希望しない物品は見せない。

一度でも見せてしまうと、強引な勧誘に負けて買取られてしまうことがあります。

POINT 3 契約書面はよく確認！

契約書面の物品名には、売った物が正しく記載されているか確認しましょう。



突然事業者が訪問してきたときや
強引に物品を買取られたときなどは、相談しましょう

消費者ホットライン



お近くの消費生活相談窓口
をご案内します。



経済産業省
東北経済産業局
Tohoku Bureau of Economy, Trade and Industry



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan